

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

釜ヶ台地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：1 1 経営体 集落営農：2 経営体 法人：2 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の規模拡大及び集約化を目指し、リタイアや経営転換する農業者の農地は、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていき、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合にも、新たな受け手への借り換えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、集落営農組織、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小出地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：26 経営体 集落営農：6 経営体 法人：7 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の規模拡大及び集約化を目指し、リタイアや経営転換する農業者の農地は、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていき、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合にも、新たな受け手への借り換えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、集落営農組織、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、畑・桂坂地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に今後も取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平沢・院内地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：30 経営体 集落営農：8 経営体 法人：2 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、集落営農組織、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

金浦地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：37 経営体 集落営農：4 経営体 法人：4 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の規模拡大及び集約化を目指し、リタイアや経営転換する農業者の農地は、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていき、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合にも、新たな受け手への借り換えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、集落営農組織、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

象潟元町地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：22 経営体 集落営農：1 経営体 法人：3 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上浜地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：28 経営体 集落営農：1 経営体 法人：5 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、集落営農組織、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
（個人：67 経営体 集落営農：1 経営体 法人：4 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の規模拡大及び集約化を目指し、リタイアや経営転換する農業者の農地は、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていき、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合にも、新たな受け手への借り換えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、集落営農組織、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

にかほ市長 市 川 雄 次

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

九十九島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：22 経営体 集落営農：1 経営体 法人：5 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

十分な担い手がいる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

土地利用型作物以外に、にかほ市水田フル活用ビジョンに定めている地域振興作物を複合経営における重点作物として、認定農業者、農業法人等を中心に、収益性の高い水田農業の定着を図る。また、農地中間管理機構関連農地整備事業を重点事業として今後も推進していく。